

「保育士・幼稚園教諭等処遇改善法案」(通称)について

1. 法案提出の趣旨

子どもが健やかに成長することができる社会を実現するために保育等従業者が重要な役割を担っているにもかかわらず、賃金が全産業の平均と比較して8万円程度低い水準にあることから、私たちは、保育等従業者の賃金を引き上げるための法案を提出し(直近では平成30年6月提出)、その成立を求めてきた。

岸田政権は、私たちの法案を参考にし、昨年11月に閣議決定された経済対策において、保育士・幼稚園教諭等や児童養護施設、学童保育等の職員を対象に収入を月額9,000円引き上げる措置を本年2月から行うこととした。これは、処遇改善に向け一歩前進であり、その点は評価するが、支給金額は不十分であると言わざるを得ない。

保育・幼児教育などの現場は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、感染対策が難しい環境の中での感染対策の継続、クラスターの発生への対応など、非常に厳しい状況に置かれている。ただでさえ人手不足の現場で働く職員の負担は大きく、十分な処遇改善を緊急に行う必要がある。

そこで、政府の処遇改善に加えて、保育等従業者などに対し、月額1万円の処遇改善を行うため、本法案を提出する必要がある。

2. 法案の主な内容

- (1) 保育等従業者の賃金を改善するための措置を講ずる保育事業者等に対し、当該措置に要する費用に充てるための助成金を支給する。
- (2) 公設公営の施設等については、職員である保育等従業者の給与を改善するための措置を講ずる都道府県等に対し、国が財政上の措置を講ずる。

※ いずれも1人当たり月額1万円の賃金引上げを想定

※ 保育事業者等(保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業、認可外保育施設等)に勤務する職員だけでなく、児童養護施設・乳児院等や学童保育・放課後子供教室の職員に対しても、1人当たり月額1万円賃金を引き上げるために必要な措置を講じる。

【所要額】

保育士・幼稚園教諭等の賃金を月額1万円引き上げるために必要な経費として、年間約1,438億円が見込まれる。(法案の経費文書には、このうち上記2(1)の助成金の支給に要する費用約960億円を計上)

	人数 【()内は上記2(1)の助成金対象】	所要額 【()内は上記2(1)の助成金対象】
保育所、幼稚園、認定こども園等	73万人(55万人)	878億円(664億円)
地域型保育事業(家庭的保育事業等)	6万人(6万人)	68億円(67億円)
上記以外の幼児教育無償化対象施設(認可外保育施設等)	21万人(19万人)	256億円(230億円)
児童養護施設、乳児院等	3万人	40億円
学童保育、放課後子供教室	16万人	196億円
合計	120万人(80万人)	1,438億円(960億円)